

第78号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年12月7日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

法人税割の税率に係る特例措置について適用期間等の改正を行うため、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第19条の5を附則第19条の6とする。

附則第19条の4第2項第1号中「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の2第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の4の2第1項」を「並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項」に、「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同条第3項中「第30条並びに」を「同条並びに」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第2条の2第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の4の2第1項」を「並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項」に、「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に改め、「、第34条の4第1項中「第30条第4項」とあるのは「附則第19条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項前段」に改め、同条を附則第19条の5とし、附則第19条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第30条並びに第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住

者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の3の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とある

のは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第30条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第37条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第32条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条から第34条の3まで、第34条の4第1項並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、第34条の3、第34条の4第1項並びに附則第2条の2第1項、第2条の4第1項及び第2条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の3の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第24条第1項中「平成30年3月30日」を「平成33年3月30日」に改め、同条第2項及び第5項中「400万円」を「1,300万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第19条の5を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4第2項第1号から第4号まで、同条第3項、同条第5項第1号から第4号まで及び同条第6項の改正規定並びに同条を附則第19条の5とし、附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第1項の規定 平成29年1月1日

(2) 附則第24条第2項及び第5項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成30年3月31日

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第19条の4の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に

規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

- 2 新条例附則第24条第2項及び第5項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。